

別表十(十)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(十)

令四・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書						
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3		$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5				
	減 損 損 失 の 額	6		$(18) - (19)$	20	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7				
	差 引 計	8		当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26)) (マイナスの場合は0)	9		特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	22	
	超 過 分 配 額 (2)	10				
	事業年度後に	11		$(21) - (22)$	23	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「16」欄</b></p> <p>特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00398」</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p> </div>					算入される	24
(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25		
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15					
利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16		社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26		

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28		期 首 欠 損 金 の 額	35	
	の 分 配 の 額	29		減 損 損 失 の 額	36	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「33」欄</b></p> <p>特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00399」</p> <p>③ 「適用額」欄：「33」欄の金額</p> </div>					$\frac{70}{100}$
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32		の 配 額	38		
収 益 の 分 配 の 額 の う ち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額)	33		超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39)に充てられた金額	40		
			分 配 可 能 収 益 の 額 $(38) + (39) - (40)$	41		